第五十一条第八項、第五十二条第二項、第六十五条第九項及び第六十八条第十項	令第十四条	準用不動産登記令第十四条
第五十二条第一項	令第十五条	準用不動産登記令第十五条
第五十二条第二項	令第十五条後段	準用不動産登記令第十五条後段
第五十三条第二項	不動産登記申請書	企業価値担保権に関する登記申請書
第五十五条第一項	令第十六条第二項、第十八条第二項若しくは第十九条第二項	準用不動産登記令第十九条第二項
第五十六条第一項	申請の受付の年月日及び受付番号を記録	申請の受付の年月日及び受付番号並びに企業価値担保権設定者の名称を記載
第五十六条第四項第一号及び第百五十一条	法第六十七条第二項	準用不動産登記法第六十七条第二項
第五十六条第四項第二号	法第七十一条	準用不動産登記法第七十一条
第五十六条第四項第三号及び第百九十一条	法第百五十七条第三項又は第四項	準用不動産登記法第百五十七条第三項
第五十八条	法第二十条	準用不動産登記法第二十条
第五十九条第一項	法第二十四条第一項	準用不動産登記法第二十四条第一項
第六十一条	不動産及び登記名義人	企業価値担保権設定者である債務者及び企業価値担保権者
第六十三条第五項	法第二十三条第四項第一号	不動産登記法第二十三条第四項第一号
第六十四条第一項	法第二十一条ただし書	準用不動産登記法第二十一条ただし書
第六十五条第二項第一号	申出人の氏名又は	申出人の
第六十五条第二項第二号及び第六十八条第一項第四号	登記名義人の氏名又は	が企業価値担保権者
第六十五条第二項第五号イ及び第六十八条第一項第五号イ	不動産所在事項又は不動産番号	企業価値担保権設定者の名称及び本店の所在場所
第六十五条第四項及び第六十八条第五項	登記名義人の氏名若しくは	企業価値担保権者の
第六十五条第五項及び第六十八条第六項	登記名義人	企業価値担保権者
	市町村長、登記官	登記官

第六十五条第六項	令第四条本文、第七条第一項第一号及び第二号	事業性融資の推進等に関する法律施行令第十七条第一号及び第二号並びに準用不動産登記令第四条本文
第六十五条第七項及び第六十八条第八項	第三十六条第一項から第三項まで	企業価値担保登記規則第七条
	令第七条第一項第一号及び第二号	事業性融資の推進等に関する法律施行令第十七条第一号及び第二号
第六十五条第八項及び第六十八条第九項	令第十条から第十二条まで及び第十四条	準用不動産登記令第十条から第十二条まで及び第十四条
第六十五条第十項及び第六十八条第十一項	令第十五条から第十八条まで	準用不動産登記令第十五条、第十六条第一項及び第十七条並びに第十八条第一項並びに不動産登記令第十六条第二項から第四項まで及び第十八条第二項から第四項まで
第六十五条第十一項及び第六十八条第十二項	令第十六条第一項	準用不動産登記令第十六条第一項
	令第十八条第一項	準用不動産登記令第十八条第一項
第六十六条第一項	法第二十二条本文	準用不動産登記法第二十二条本文
第六十八条第一項、第二百三条第二項及び第二百五条第三項	令第二十二条第一項	準用不動産登記令第二十二条第一項
第六十八条第一項第一号	請求人の氏名又は	請求人の
第六十八条第七項	令第四条並びに第七条第一項第一号及び第二号	事業性融資の推進等に関する法律施行令第十七条第一号及び第二号並びに準用不動産登記令第四条本文
第百四十六条	権利部の相当区	企業価値担保権区
第百五十三条	法第七十一条第四項	準用不動産登記法第七十一条第四項
第百五十四条	法第七十一条第二項	準用不動産登記法第七十一条第二項
第百八十一条第二項	別記第六号様式により、次の	次の
第百八十一条第二項第二号	第百四十七条第二項	企業価値担保登記規則第三条
第百八十一条第二項第七号	登記の目的	登記の目的並びに企業価値担保権設定者の名称及びその本店の所在場所